

第3回 安城市障害者福祉計画策定委員会 会議録

日時：平成29年11月27日(月)

午後1時30分～午後3時

場所：安城市役所本庁舎3階 第10会議室

出席者：神谷委員、加藤研一委員、清水委員、都築智委員、藤井委員、中野委員、
石川委員、服部委員、加藤重豪委員、都築文明委員、佐藤委員、藪内委員、
小川委員、山本委員

欠席者：飯島委員、杉浦委員、山北委員

同席者：(株)エディケーション 井川様

事務局：福祉部次長、障害福祉課長、課長補佐、障害給付係長、担当

1 あいさつ

委員長：お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は障害者福祉計画ということですが、計画と名の付くものが大変たくさんありまして、一番上位に属するだろうと思うものとして、安城市総合計画というものがあります。そして、福祉関係のものを取りまとめる計画として、地域福祉計画があります。高齢者、介護保険に関しては、あんジョイプランです。子どもに関しては、子ども・子育て支援事業計画というのがあります。障害者の関係では、障害者計画そして障害福祉計画、障害児福祉計画と3つがあります。こんなにたくさん計画を並べないで、1つにまとめてほしいと思いますが、これは役所のせいではないといえますか、障害者計画は障害者基本法、障害福祉計画は障害者総合支援法、障害児福祉計画は児童福祉法と、それぞれ根拠となる法律が違って、法律ごとに計画を立てると規定があるため、市役所としては、それぞれの計画を立てざるを得ないということで、計画が増えてしまっています。これは言ってみれば、私は法律の問題だと、国の政策の中でまとめてもらいたいと、国会議員の人などに言っていかなければならないと思っています。障害者総合支援法と児童福祉法、この障害福祉計画、障害児福祉計画は同じくまとめてやってもいいということで、今日はその計画を発表していただくということで、よろしくお願いします。

2 議題

(1) 第5期安城市障害福祉計画及び第1期安城市障害児福祉計画の素案について

委員長：事務局より説明をお願いします。

＜事務局説明＞

- ・資料1 第5期安城市障害福祉計画、第1期安城市障害児福祉計画（案）
- ・【修正か所】
- ・第5期安城市障害福祉計画及び第1期安城市障害児福祉計画のサービス見込量について

委員長：説明が終わりましたので、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

A 委員：居宅訪問支援について聞きたいのですが、主にどのようなことをしていますか。各家庭に行って支援すると思うのですが、どのようなことをしているのか教えてください。

事務局：児童のサービスでしょうか。

A 委員：そうです。医療関係の人もついているのかどうか知りたいのですが。

事務局：通常、児童発達支援は事業所に通所して、そこで療育に関する支援を受けるということになるのですが、この居宅訪問型児童発達支援というのは、障害が重度で通所ができない子どもを対象に、事業所から支援員が自宅に行き、そこで通所で行うことと同様の支援を行うものです。医療を行うことではなく、通所できない子どもが自宅で児童発達支援を受けるということです。

B 委員：今言われたところと関係して、51 ページに医療型児童発達支援とあるのですが、最近の教育支援委員会等での話を受けていると、学校への通学を希望する人が多いです。その中には、医療的なことが必要な人もいますので、学校でもこういったことを、例えば、通学時にお願いができるのかどうか。学校の現状を言うと、通常の教育を推進しようとする、そういった児童生徒にマンツーマンでつくことができない事情があります。そういったときに、そういうことが可能なのかどうか、希望としてはやっていただけるといいのですが、いろいろな援助等のこともあると思いますので、質問と合わせて、進めていただけるとありがたいという願いとして言います。わかっていただけたらと思います。

事務局：制度として難しい部分もありますが、行政としての今後の検討課題として、ご意見として受け止めたいと思います。よろしくお願いします。

C 委 員：学校で支援の必要性が出てくるというお話がありましたが、そのことが自立支援協議会の中でちゃんと話し合われてはいますが、誰がやっているのかなどがはっきりしておらず、グレーゾーンがずっと眠っていると思っています。僕が小さいころ、学校に通っているときから、ずっとある問題で、結局どちらがやるのかというのがはっきりされない、なのでサポートがなされないと思っています。今後そういった話が、こういったところもそうですし、話していけたらいいと思っています。

前回の計画の時にも気になっていて、そのままにしてしまったかなと思うのですが、各障害者の総数と、区分認定を受けている割合が基本にあったと思います。この表と割合を、ざっくりとみてしまうと、例えば、身体の人区分認定を受けている人が3.3%となっています。これが、身体障害といってもいろいろな障害があると思うので、例えばサービスが必要ではないような障害者もいるかもしれません。ここの数値の今の現状の形と、本来内在している見込みという部分は、どういう関係になっているか教えていただきたいです。

事 務 局：11 ページにある障害支援区分認定の表と実際のサービス量の関係ですが、サービスを利用するために、障害支援区分が必要なものがありますので、その人数を障害種別ごとに示しています。サービス量については、障害種別ごとに出ていないものですから、全体の見込み量を出しています。

C 委 員：10 ページの障害者手帳の所持者数ですが、全体で数が出ていると思います。例えば、身体障害者手帳の1級が何人、2級が何人や、障害の種別とか、何の障害なのかみたいなものが付け加えられていると、いろいろと見やすいかと思っています。療育手帳でもAとかBとかあると思いますが、その数と現在ある数の見込みというのでなんとなく来ているのかと思います。計画ですので、莫大な量を出すことはもちろんできないと思いますが、内在しているサービスを利用したい、してこなかったような人たちに対して、どのくらいのものが眠っているのかというのは、せめて知っておいた方がいいと思います。

事 務 局：C委員の言わんとするところは、非常によくわかります。身体障害者であれば、部位ごとに、等級ごとにかなりあります。それをあえて今回入れなかったのですが、情報量が非常に多すぎて比較ができないとこちらで判断しました。丁寧にやるのであれば、当然身体の部位別、等級別、また、

年齢別も出していましたので、そこまでやっていけばより精度が上がったと思いますが、今回の計画策定にあたっては、その中でも見込み量を算出するというので、そこには利用実績から、今回の資料のサービス見込み量の表にあるとおりの見込み量を出すために、今回はあえて身体、知的、精神の利用人数、手帳所持者のみを提示する形にしました。

C 委 員：わかりました。一応計画には細かい資料はないですが、考えていただいていると理解しました。

放課後等デイサービスの利用の実績の伸びと、生活介護や就労継続支援A、B型の伸びの関係というのは、計算などしているのか気になりました。放課後等デイサービスは終わりがあり、その他のサービスは何かしらの理由がない限り、人数的に減るということはないと思います。その関係性をお聞きしたいです。もう一つあったのですが、思い出したらまた言わせてください。

事 務 局：放課後等デイサービスなど児童のサービスは18歳までなので、新しく利用する人もいれば、その年で終了する人もいます。それに比べて、生活介護や就労系サービスは障害者となった18歳以降からスタートすると、そのままずっと使う人が多くいるので、増える一方というニュアンスなのかと思います。その中で利用実績や伸び率、現在の安城市内、近隣の事業所等の社会資源の状況、また、利用意向、現在使っている人と今後使いたい人のアンケート結果をみて、おおよそこれくらいの伸びがあるだろうと計算して、この数値としています。

委 員 長：C委員、途中で結構なのでまた言ってください。

38 ページの図表5－8の成年後見制度利用支援事業について、これは社会福祉協議会への相談があった実績とかですか。こんなに少なかったかと思いました。

事 務 局：これは、市長申し立てによって、成年後見制度の利用した人の数です。

B 委 員：期待ということで、お願いしたいことがあります。55ページの、仮称になっていますが、子ども発達支援センターが7月から動く計画となっていると思います。学校現場の状況でいいますと、小中学校の義務教育は、本来私たちも特別支援等の中で、子どもたちの成長を願って支援、教育を進めています。ただ、そのつながりの部分で、ぜひこの子ども発達支援センターの活動が基幹となるとありがたいと思います。就学支援から就労

支援までを1つの流れとして、その後もあると思いますが、充実を図ることの他に、整備にも学校現場は期待をしています。

事務局：細かい話をしますと、子ども発達支援センターは障害福祉課の所管ではなく、子育て支援課というところが準備室を設けてやっています。ただ、発達障害の早期発見、早期療育というところから、将来的にその子が自立できることを目的として、18歳まで切れ目のない支援をすることを念頭に、子ども発達支援センターを運営していくと聞いています。ご意見いただいた部分も、学校と連携をしながら取り組んでいけるのではないかと考えています。

委員長：就労支援は重要なことだと思います。就労支援は支援学校でやっていると思いますが、お話しいただけますか。

D 委員：学校でも、高等部を卒業するとどこかへ行かなければなりませんので、学校の進路指導でもいろいろな就労先を開拓しています。職業支援センターなど外部の機関とも連携して、企業とも連携して進めていくという形となっています。子ども発達支援センターは発達の部分で、子どもが成長していく部分での役割が中心で、就労支援センターといったものもあるので、そういったものを活用するといいと思います。

委員長：就学から就労まで一貫してというのは理想ですが、今のところ別々にやっていて、そのつながりをつけていかなければというのは、ご指摘のとおりだと思います。役所の方も気をつけていただければと思います。

C 委員：54、55 ページに障害児相談支援と保育所等訪問支援が書かれていますが、相談支援は、基本的にはサービスを使うという前提で計画を立てるサービスだと思います。その中で、学校に聞かなければならないとよく聞きます。教育関係の指導方針や連携など、今後減るイメージがないのと、これまで保育所等訪問支援が特に広まってはなかったですが、今後のことを考えた時の見込み量の想定でいくと、少し低いのではないかと感じました。どう思われますか。

事務局：計画相談とそうでない部分の相談があります。子ども発達支援センターができることで、障害児の相談が今のふれあいサービスセンターからそちらに移るということと、そこで保育所等訪問支援も事業を開始していきます。ニーズがあれば、保育所等訪問支援の利用につながっていくと思います。ただ、月に1日程度の利用が前提のサービスということと、一定

期間、半年から1年ほどの利用が多く、長期間に利用する児童はあまりいないので、これまでの実績と社会資源、今後できる体制を考えて、年間でこの数字としました。

C 委員：ありがとうございます。特別支援学級の先生もいると思いますが、学校側として、先ほど具体的な話としてサービスが必要、資源が必要という話が出てきたと思いますが、それ以外にも事業所と関わって一緒に方向性を決めていくといったサービスがあると思います。そういった受け入れや方向性、どういった考えでいるのかお聞きしたいです。間違っているかもしれませんが、保育所等訪問支援はたぶん中学校まで利用できると思います。なので、小中学校の特別支援学級に困っている生徒がいる時、地域の福祉サービスと連携してやっていくものが、サービスとしてあります。学校での指導もかねてということもあると思いますが、受け入れたくないところや、どんどん受け入れるところと、学校によって差を感じていると聞きます。今後こういったサービスがあるのであれば、協力をしてもらえるのが保育所等訪問支援の見込み量との関係があると思います。

B 委員：現状でいうと、今の教育支援委員会で就学の、この子はどんな就学の道が一番適切かどうかという話の中では、訪問支援等までの話はなかなか出てきません。

事務局：保育所等とありますが、未就学の子から高校まで、保育や教育の現場にて集団生活が難しい子に対して、資格を持った専門の人が保育園や学校に訪問し、その子にどういった支援をすれば集団になじめるのかなど、保育士や教員等にアドバイスします。2年前に初めて、市外の事業所を、安城市内の小学校で利用したいという話があり、その時には障害福祉課から校長会に出向き、こういった障害福祉サービスがあり、市内の学校で利用を希望している人がいると説明をしました。その時に、そうした希望があった場合には、障害福祉課と利用する事業所の担当者等が事前に学校に行き、校長や特別支援の先生等に、学校内でどのような体制で支援できるか、個別に相談します。これまで2、3例ほど小学校に支援が入ったケースがあります。障害福祉課としては、学校が受け入れをしやすいように説明するかたちで関わっています。

C 委員：なぜここが気になるかというと、教育の世界と福祉の世界には壁が存在していて、どっちがやるのかという話がずっと続いていることが問題だ

と思います。そういう意味でみると画期的な話で、学校の現場に出向くことができ、何かできることは、私の中では、すごく特別なものだと感じています。学校内の支援のあり方や登下校等のことについては、違う意味で話していかなければならないと思いますが、教育と福祉が手を取ってやっていけるものがあると思っていたので、質問しました。ありがとうございます。

委員 長：学校のことは学校でやる、というようなイメージが昔はありましたが、今は学校内での支援もあるということですね。お互いに助け合ってやっていくという体制ができてくれば結構だと思います。他によろしいですか。時間も迫ってきたので、議題（１）はご承認いただくということによろしいでしょうか。今日訂正していただくことも含めて、この計画を一度公にするということです。特にご意見がなければ、説明していただいた内容で案として出すということによろしいですか。

【 異議なし 】

委員 長：異議なしということで、ご承認いただきました。

（２） パブリックコメントについて

委員 長：議題（２）について、どのようにやるか説明をお願いします。

＜事務局説明＞

・資料２ パブリックコメントについて

委員 長：このような公表の仕方でよろしいか、ご意見等ありましたらお願いします。

C 委員：パブリックコメントの方法ですが、まちに行って話をするのですか。何か書くとか。

事務局：それぞれの場所に、計画案の冊子が置かれますので、それを市民に見ていただき、意見等についてホームページ等やその場で書いていただく方法です。

C 委員：例えば、難しい言葉がわからない人に、少なくともひらがなが打たれたものを用意するとか、そういったことは想定していますか。

事務局：今のところはこのままで、ルビ等を振ったものを別に用意するとは考えていません。

委員 長：障害福祉課で質問を受けることはできますか。

事務局：障害福祉課にお越しいただければ、その場で説明できますし、お問い合わせ等いただければ説明することは可能です。

委員長：ただ、電話で意見を言われては困りますよね。

事務局：お問い合わせ、ご質問にはお答えできますが、ご意見等はホームページや書面でいただきます。

委員長：7ページに障害者の関係団体の一覧がありますが、ネットのない時代はこういうところを送るというやり方だったと思います。今はネット上にあげられて、パソコンを利用していると思うので、私は送らなくてもいいと思いますが、特に見に行けない障害者への配慮は必要だと思います。障害のためパソコンが使えない、行くことができないから送ってほしいと希望があった場合、かなえてもらえますか。

事務局：パブリックコメントの方法ですが、全庁的にやっていて、統括している市民協働課というところがあります。基本的にはそこと相談して対応することになると思いますが、広く意見を募集する、いろいろな立場の人の意見をいただくために、前向きに考えていく必要がある、という答えで今はご容赦ください。

委員長：わかりました。

それでは、以上で本日の議題は終了します。ご意見多数いただきありがとうございますございました。

3 その他

事務局より次回策定委員会の連絡。

- ・第3回 安城市障害者福祉計画策定委員会

平成30年2月14日（水）午後2時00分～

安城市役所本庁舎3階 第10会議室

パブリックコメントでいただいた意見を議題に審議し、答申を行う。

（以上）